

平成 27 年 11 月 10 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

自治労連による虚偽の流布に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

資産税課係長の発言が端緒となった自治労連によるあり得ない虚偽の流布への対処

2 質問の要旨

鎌議第 1296 号、第 1191 号の答弁をふまえ質問する。

資産税課係長芳賀秀友の自治労連第 34 回大会の発言を端緒にして、全くのあり得ない虚偽が自治労連によって流布され、「予算運用」をあらうことか職員団体如きが協議に参加するなど民主主義の象徴たる議会を軽視し、愚かな主張があたかも事実であるかのようにウソを撒き散らかされた。

市も誤解を生む表現と断罪し、芳賀にも注意したとのことだが、今も尚、自治労連はウソを掲示しているのか。芳賀にも確認せよ。どのような対処がされたか。削除されたのか。市長の一応は部下たる者の発言が端緒であるから、経過を確認せよ。

未だにインターネット上にウソが晒され続けているは、由々しき事態である。誠実に対応、答弁せよ。

3 答弁を求める者

瀧澤副市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 11 月 11 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為)